

②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業業務方法書実施細則の一部改正について

〈改正理由と内容〉

令和4年度の生産者補給金交付に伴い、現行の業務対象年を短縮し、新たな業務対象年を設定するため、別表1の業務対象年を改める。

新							旧						
○実施細則 第1条～5条 略 別表1													
業 務 区 分			業 務 対 象 年 間	保証基準 価 格 (円銭/kg)	最低基準 価 格 (円銭/kg)	資金造成 単 価 (円銭/kg)	業 務 区 分			業 務 対 象 年 間	保証基準 価 格 (円銭/kg)	最低基準 価 格 (円銭/kg)	資金造成 単 価 (円銭/kg)
対象特定 野 菜 等	対象市場群	対象出荷期間					対象特定 野 菜 等	対象市場群	対象出荷期間				
に ら	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和5年5月1日から	208.00	143.19 (156.21)	51.85 (41.48)	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和4年5月1日から	208.00	143.19 (156.21)	51.85 (41.48)	
		6月30日まで	令和7年6月30日まで					6月30日まで	令和6年6月30日まで				
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和5年5月1日から	224.50	154.23 (168.25)	56.22 (44.98)	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和4年5月1日から	224.50	154.23 (168.25)	56.22 (44.98)	
		6月30日まで	令和7年6月30日まで					6月30日まで	令和6年6月30日まで				
東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和5年7月1日から	344.50	236.97 (258.51)	86.02 (68.82)	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和4年7月1日から	344.50	236.97 (258.51)	86.02 (68.82)		
	10月31日まで	令和7年10月31日まで					10月31日まで	令和6年10月31日まで					
関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和5年7月1日から	381.00	262.12 (285.95)	95.10 (76.08)	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和4年7月1日から	381.00	262.12 (285.95)	95.10 (76.08)		
	10月31日まで	令和7年10月31日まで					10月31日まで	令和6年10月31日まで					
ア ス パ ラ ガ ス (グリーンアスパラガスに限る)	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和5年5月1日から	767.00	527.37 (575.31)	191.70 (153.36)	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和4年5月1日から	767.00	527.37 (575.31)	191.70 (153.36)	
		6月30日まで	令和7年6月30日まで					6月30日まで	令和6年6月30日まで				
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和5年5月1日から	883.00	606.93 (662.11)	220.86 (176.69)	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和4年5月1日から	883.00	606.93 (662.11)	220.86 (176.69)	
		6月30日まで	令和7年6月30日まで					6月30日まで	令和6年6月30日まで				
東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和5年7月1日から	706.50	485.87 (530.04)	176.50 (141.20)	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和4年7月1日から	706.50	485.87 (530.04)	176.50 (141.20)		
	9月30日まで	令和7年9月30日まで					9月30日まで	令和6年9月30日まで					
関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和5年7月1日から	749.00	515.12 (561.95)	187.10 (149.68)	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和4年7月1日から	749.00	515.12 (561.95)	187.10 (149.68)		
	9月30日まで	令和7年9月30日まで					9月30日まで	令和6年9月30日まで					
生 し い た け	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和5年5月1日から	587.50	404.05 (440.78)	146.76 (117.41)	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和4年5月1日から	587.50	404.05 (440.78)	146.76 (117.41)	
		6月30日まで	令和7年6月30日まで					6月30日まで	令和6年6月30日まで				
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和5年5月1日から	750.00	515.50 (562.36)	187.60 (150.08)	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から	令和4年5月1日から	750.00	515.50 (562.36)	187.60 (150.08)	
		6月30日まで	令和7年6月30日まで					6月30日まで	令和6年6月30日まで				
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和5年7月1日から	614.00	422.13 (460.51)	153.50 (122.80)	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和4年7月1日から	614.00	422.13 (460.51)	153.50 (122.80)	
		10月31日まで	令和7年10月31日まで					10月31日まで	令和6年10月31日まで				
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和5年7月1日から	759.50	522.36 (569.85)	189.71 (151.77)	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から	令和4年7月1日から	759.50	522.36 (569.85)	189.71 (151.77)	
		10月31日まで	令和7年10月31日まで					10月31日まで	令和6年10月31日まで				
東 北 ブ ロ ッ ク	11月1日から	令和5年11月1日から	720.50	495.50 (540.55)	180.00 (144.00)	東 北 ブ ロ ッ ク	11月1日から	令和4年11月1日から	720.50	495.50 (540.55)	180.00 (144.00)		
	12月31日まで	令和7年12月31日まで					12月31日まで	令和6年12月31日まで					
関 東 ブ ロ ッ ク	11月1日から	令和5年11月1日から	856.50	589.04 (642.59)	213.97 (171.18)	関 東 ブ ロ ッ ク	11月1日から	令和4年11月1日から	856.50	589.04 (642.59)	213.97 (171.18)		
	12月31日まで	令和7年12月31日まで					12月31日まで	令和6年12月31日まで					
東 北 ブ ロ ッ ク	1月1日から	令和6年1月1日から	706.00	485.38 (529.51)	176.50 (141.20)	東 北 ブ ロ ッ ク	1月1日から	令和5年1月1日から	706.00	485.38 (529.51)	176.50 (141.20)		
	4月30日まで	令和8年4月30日まで					4月30日まで	令和7年4月30日まで					
関 東 ブ ロ ッ ク	1月1日から	令和6年1月1日から	811.00	557.72 (608.42)	202.62 (162.10)	関 東 ブ ロ ッ ク	1月1日から	令和5年1月1日から	811.00	557.72 (608.42)	202.62 (162.10)		
	4月30日まで	令和8年4月30日まで					4月30日まで	令和7年4月30日まで					
附 則													
1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。													

